

取扱区分:「公開」

## 第30回周南市都市計画審議会

### 議 事 録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております  
(発言そのものの記載ではありません)

平成30年9月18日(火) 10時30分～  
周南市役所 シビックプラットホーム2階 共用会議室H

## 第30回都市計画審議会議事録

- 1 開催日時 平成30年9月18日(火) 10時30分～
- 2 開催場所 周南市役所 シビックプラットホーム2階 共用会議室H
- 3 出席委員 目山直樹会長・宮本治郎委員・坂本勲委員・西田孝美委員・  
佐野弘委員・井本義朗委員・岩田淳司委員・金子優子委員・  
島津幸男委員・山本真吾委員・井上興委員・高井嘉親委員・  
古野智委員・梶山正一委員・内山美保委員
- 4 欠席委員 松村彩子委員・渡辺竜美委員・中野明日佳委員
- 5 出席幹事 課長 有馬善己・主幹 原浩士 ・課長補佐 宮崎正臣
- 6 事務局 都市整備部長 岡村 洋道  
都市政策課 原田係長・金子・藤村
- 7 傍聴者 傍聴定員10名のうち傍聴者0名
- 8 議題及び内容  
① 周南市立地適正化計画(改定案)について
- 9 議事の要旨

開会10時30分

開会宣言

委員の定数報告

諮問案件の審議経過

部長挨拶

委員紹介

(幹事)

それでは続きまして、本審議会条例施行規則第3条第2項の規定により、会長がその職を辞したとき、その他会長が欠けたときは、次回の審議会において会長を選出することとなっておりますので、会長の選出についてお諮りいたします。

本審議会条例第6条の規定により、会長は委員の選挙によって定めることとしておりますが、本審議会条例施行規則第2条第2項の規定に基づき、会長の選挙について出席委員に異議がないときは、指名推薦の方法により定めることができることとなっております。どなたか、御指名をいただけるようでしたら、指名推薦により決めさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

徳山高専の目山先生にお願いしたらと思っています。

(幹事)

ただいま、目山委員のご推薦のお声がありましたが、皆様いかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

(幹事)

異議なしのお声をいただいておりますが、委員の皆様拍手をもちまして新会長をご承認いただきたいと思います。それでは、会長は目山委員ということに決定させていただきます。会長に選出されました目山委員には、会長席の方へお願いいたします。

それでは目山会長、恐れ入りますが、挨拶をお願いできますでしょうか。

(会長)

会長にご推薦いただきまして、この度都市計画審議会の会長を仰せつかることになりました、徳山高専の目山でございます。よろしく願いいたします。私自身、徳山市と称していた時代に、15のときから5年間、高専の学生として過ごさせていただいて、これがふるさとを離れて過ごした最初でありまして、文字通り、私にとりまして、周南は第2のふるさどです。その後住んだまちがいくつかありますが、その中でも、このまちは特に優れたところがあります。なにかと言うと、緑が多いことです。公園緑地の面積は、一人当たりにしますと、国の平均をはるかに上回っておりますが、旧徳山市、新南陽市の持っている都市公園を1としたときに、主要企業の都市緑地は1.1倍です。出光興産、トクヤマ、東ソー、日新製鋼の4社だけの都市緑地を足したものが、市の都市緑地面積の1.1倍です。市民は、2.

1 倍の規模の都市緑地を謳歌しているわけであります。企業が昔は、いわゆる実業団のチームを持っておったのですが、企業の経営の中で省略されていき、体育館、運動場、弓道場といった物を市民開放してまいりました。そういう意味で、今の周南市民は、運動施設や都市緑地というものをよそのまちの人と比べて2倍以上の規模で利用できる状態になっているわけです。そういう意味で、私達の住んでいるまちの、この都市計画、このように都市で取り決めてきた計画の中でできてきたこういう財産を維持していくのも、発展させていくのも我々の審議会の役目と思っておりますので、皆様方には、ご協力いただきまして、そういうものを発展させていくことができるような、役回りをさせていただきたいと思っております。それでは、よろしく申し上げます。

(幹事)

ありがとうございました。これからの進行は、目山会長にお願いしたいと思っております。目山会長、よろしく申し上げます。

(会長)

それでは議事に入りたいと思っております。

審議は、お手元の議事次第に従い進めてまいりますが、事務局から何かございますか。よろしく申し上げます。

(幹事)

1点お願いと1件報告がございます。

この会議は、議事録作成の都合上、録音をしております。委員の皆様には、お手数ですが、ご発言の際、お名前を名乗っていただきますよう御協力お願いいたします。

報告としまして、本日の傍聴定数は10名でございますが、0名でございます。

事務局からは以上です。それでは、ご審議をよろしくお願いいたします。

(会長)

お手元の議事次第に従い進めてまいりますが、初めに、議事録の署名人についてお諮りしたいと思っております。議事録の署名委員を、坂本委員と内山委員にお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

## (会長)

異議なしといただきましたので、坂本委員、内山委員よろしく申し上げます。

それでは、ただいまから審議を進めてまいります。本日は、1件の諮問事項が提出されています。お手元の第30回周南市都市計画審議会議案の議案第1号について審議していただきます。採決の方法は、異議の有無による採決としたいと思います。議案の説明を幹事から受けた後、質疑をお受けし、続きまして、討論その後に採決となります。

それでは幹事より、議案第1号の説明をお願いします。

## (幹事)

議案書の1ページをお願いいたします。周南市立地適正化計画を改定することについて、でございます。本議案は、都市再生特別措置法第81条第17項の規定に基づき、居住促進区域に関する事項等を追加した立地適正化計画の改定案について、本審議会に諮問するものでございます。

それでは、資料2の周南市立地適正化計画改定案について、ご説明いたします。昨年3月に周南市立地適正化計画を公表し、昨年度から今年度にかけて、居住促進区域について都市再生推進協議会を中心に検討を進めてまいりました。今年の3月に開催しました本審議会におきまして、改定素案をご説明し、委員の皆様から御意見等をいただいたところでございます。その後、パブリック・コメントや住民説明会を行い、市民の皆様からいただいた御意見も踏まえまして、改定案をまとめ、先月21日に周南市都市再生推進協議会にて御審議いただき、ご了承いただいております。前回御審議いただきました改定素案から、大きな変更はございませんが、この度、新たにご就任いただいた委員もいらっしゃいますので、簡単に、改定案につきまして、ご説明いたします。

まず、資料1国土交通省作成の立地適正化計画のパンフレットを御覧ください。1、2ページをお願いします。多くの地方都市におきましては、今後30年間で約3割程度の急激な人口減少が見込まれ、また、少子高齢化の進行により、年少人口・生産年齢人口が大幅に減少し、消費の縮小、都市の持続可能性などが懸念されております。こうした都市の課題を解決するために、日常生活に必要なサービスが身近で受けられるよう、医療施設、商業施設や住居等がまとまって立地するコンパクトなまちづくりと、車に過度に依存することなく移動できるような利便性の高い公共交通ネットワークによる、コンパクト・プラス・ネットワークにより、便利で暮らしやすい都市構造を目指す必要があります。

このような背景を踏まえまして、平成26年に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画制度が創設されました。立地適正化計画は、都市全体の観点から、約20年先を見据えて、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランとして市町村が作成するもので、民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導する役割をもっております。

3、4ページをお願いします。立地適正化計画は、都市計画区域の中で、居住誘導区域と都市機能誘導区域のという2つの区域を定め、人口減少社会に対応した将来都市像の実現のために、緩やかに、居住地や都市機能の誘導を図るものです。居住誘導区域は、将来的にも生活サービスや居住が集積する中心拠点や生活拠点の周辺、また、公共交通の利便性が高く、拠点へ容易にアクセスできる箇所などに設定し、低密度な市街地の拡大を抑制し、区域内に一定の人口密度の維持を図ります。都市機能誘導区域は、医療・福祉、商業等の生活サービス施設を誘導、集積させることで、各種サービスを効率的に提供する区域として定めるもので、都市機能を誘導する区域と誘導する施設を定め、これらを誘導するための様々な施策を実施することで、都市機能の維持・誘導を図ります。

5、6ページをお願いします。立地適正化計画を策定することにより、特例制度や税制措置、国の支援補助、補助率の嵩上げなどがあります。現在、全国的に立地適正化計画の取り組みが進んでおり、全国407都市が計画策定に組み、うち、161都市がこの5月1日までに公表しているところです。

それでは、資料②計画改定案について御説明いたします。最初に、資料③をお願いします。現在公表している計画と改定案の新旧対照表になります。字句等の修正をしておりますので、変更箇所数としては多くなっておりますが、今回の主な改定は、居住促進区域に関する事項を追記するものでございます。

資料②計画改定案の目次を御覧ください。第5章3項の居住促進区域、それと4項、5項、第6章、2項の目標と期待される効果の中の、110ページの2居住に関する目標、111ページの4期待される効果が、今回、諮問をさせていただき、改定箇所になります。その他は平成29年3月に公表しております。

まず、11ページを御覧ください。立地適正化計画は、都市機能と居住の立地に関する事項を特化し、具体的な方針を定めるもので、都市計画マスタープランの一部とみなされ、おおむね20年後の都市の姿を展望した計画で、目標年次を平成47年、2035年としております。本計画は都市計画区域が対象となります。

69ページをお願いします。第2章の現状分析で得られた都市構造の課題ですが、人口密度と地域社会の維持、少子高齢化や災害等安心安全への対応、公共交通ネットワークの構築など、9つ挙げております。これらを整理しますと、1点目は、戦災復興等の時代から本市を支えてきた都市機能や住宅等の老朽化、ニーズの変化により、それらの施設が上手く活用できておらず、都市の拠点・魅力、賑わいが低下していること。

2点目は、工業都市として発展し、第二次産業が強みの反面、第三次産業が他市と比べると弱く、若い女性の活躍の場が少なく、若い女性の流出が人口減少に大きく影響を与えていること。

3点目は、公共交通の非効率な運行と利用者が少ないこと。こうしたことが特に解決すべき重要な課題になります。

これらの課題を解決し、若い世代のニーズに応えられる持続可能なまちに変わっていくため、まちの改善と適切な新陳代謝の促進をまちづくりの方向性、ターゲットとし、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を進めてまいりたいと考えています。

71ページをお願いします。都市づくりの基本理念を、地域と拠点が連携し 安心・快適・活力を生み出す 未来につながる共創共生都市 周南としています。地域と拠点を公共交通で結び、地域と拠点がその特性を生かしながら相互に支え合うことで、周南市全体において、安心安全の確保、生活利便性の向上、賑わいの創出等を実現し、子や孫といった将来世代に繋がる、持続的に成長する都市を目指したいと考えています。

75ページをお願いします。広域都市拠点や地域都市拠点といった役割に応じたメリハリのある拠点形成を図るとともに、拠点間をつなぐ交通ネットワークの充実を図ることで、市内のどの地域においても、都市拠点に立地する施設が利用でき、市民の暮らしやすさを維持できる都市構造を目指します。都市計画区域外は、本計画の対象ではありませんが、地域コミュニティを主体とした地域の夢プラン等により、各地域で生活に必要な機能を維持するとともに、地域間・拠点間を公共交通でしっかり連結させ、市全体でいつまでも暮らしやすい都市構造を目指します。

79ページをお願いします。第4章は、都市機能誘導区域に係る項目になります。本計画では、周南市都市計画マスタープランで位置づけている広域都市拠点、地域都市拠点を基に、人口密度や都市機能の立地状況、用途地域、公共交通の利便性といった観点から都市機能誘導区域を設定しております。80ページの都市機能誘導方針ですが、拠点の都市機能の維持を図るとともに、付加価値を高めて拠点の質の向上を図ること、そして、若い世代を支援する施設やサービスを充実させていくという方針を定めています。

81ページをお願いします。都市計画マスタープラン上の都市拠点を項目ごとに評価し、徳山駅周辺と新南陽駅周辺を都市機能誘導区域に設定しています。82ページ、83ページに区域図を示していますが、高度利用を図ることができる商業系の用途地域界をベースに、現在の都市機能の集積状況や交通結節点からの徒歩圏を考慮し、区域を設定しています。

89ページをお願いします。都市機能誘導区域に誘導すべき施設ですが、拠点の役割や都市機能の立地特性、住民ニーズなどを整理し、徳山駅周辺は13施設、新南陽駅周辺は4施設を設定しています。90、91ページが、これらを誘導するために講ずべき施策になります。20年先を見据え、これから検討しなければならない施策についても記載をしておりますが、官民が一体となって都市機能の維持、誘導に取り組んでまいります。

92ページをお願いします。第5章は、居住促進区域に係る項目になります。92ページから94ページの基本的な考え方と方針につきましては、平成29年の3月に、既に公表しております。本市では、工業専用地域と工業地域を除く、周南都市計画区域内の市街化区域と周南東都市計画区域内の用途地域を一般居住区域とし、その区域内に立地適正化計画制度上の居住誘導区域である居住促進区域を設定して、居住促進区域内の人口密度の維持・上昇

を図りたいと考えています。

93ページをお願いします。居住の促進にあたり3つの方針を定めています。市街地の拡大を抑制しながら、安全性や生活利便性の高い地域の人口密度の維持を図るとともに、希望するライフスタイルや中山間地域等の集落維持が図られるよう、きめ細かな土地利用を図る方針としています。

94ページを御覧ください。ここからが、今回、追記した改定箇所になります。現在は、中心部の求心力が下がり、地価の安い郊外部に都市機能や人口集積が増加していますが、今後、地域特性に応じた適正な土地利用により、都市拠点に向けて、都市機能の立地や人口分布にグラデーションをつけていくイメージ図になります。

95ページを御覧ください。将来の市街地像と想定する人口密度を示しております。本市の市街地等を、都市機能誘導区域周辺の都心等、鉄道駅等周辺の交通結節点、幹線道路沿いなどの公共交通沿線市街地、上記以外の一般市街地、工業系用途地域、中山間地域等の拠点、その他の7通りに分類しています。様々な都市機能が揃う都心等は、1ヘクタール当たり60人の人口密度を想定しています。現在の中心市街地の人口密度がちょうどこの数値になり、人口が減少する中、都市機能誘導区域の徒歩圏内は、20年後も現在の人口密度の維持を目指します。都市拠点へアクセスしやすい交通結節点や公共交通沿線市街地は、1ヘクタール当たり40人の人口密度を想定しています。また、熊毛地域においては、1ヘクタール当たり30人の人口密度を想定しています。

96ページを御覧ください。居住促進区域の設定に当たっては、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方のもと、災害リスクや公共交通の利便性、生活サービス施設の立地状況などの基準を総合的に勘案して区域を設定しております。

97ページを御覧ください。国が定めた都市計画運用指針で、居住促進区域を設定する際に慎重に検討すべき区域が示されております。この表は、関係法令等と居住促進区域の関係を示したものです。主に、土砂や浸水災害の危険性が高い区域、法令や条例等により住宅の建築が制限される区域、用途地域の工業専用地域や、港湾の管理運営を円滑に行うために指定する臨港地区などについては、基本的に居住促進区域から除外しております。浸水災害については、比較的、災害予測や事前対策が可能であり、避難する時間を確保できることなどから、建物の全壊の割合が高くなり、著しく被害が拡大する浸水深2mを基準とし、浸水深2メートル以上の区域は、原則、居住促進区域に含めないこととしております。以上のことを踏まえ、設定した居住促進区域が98ページから101ページになります。本日お配りしております資料に差替えとご説明させていただきました、98ページから101ページがありますので、ご覧ください。居住促進区域の赤線を分かりやすく、太線に、また、水色の浸水災害に関する区域の着色区域を一部訂正しております。居住促進区域ですが、主に、山側は土砂災害の危険性が相対的に高い区域となっていて、海側は浸水被害の想定区域となっており、こうした箇所を一定のルールを基で区域から除外し、暮らしやすさ、公共交通の観点



から、人口や施設の集積状況、都市基盤の整備状況、公共交通の利便性などを定量的に評価して、交通結節点を中心に、道路や河川といった地形地物を基に区域を設定しております。

98ページをご覧ください。徳山地域では、今宿から久米を区域としております。99ページをご覧ください。新南陽地域では、富田川から夜市川までの線路北側と福川駅南側を区域としております。西部地域では、交通結節点である戸田駅とソレーネ周南の周辺を区域としております。100ページをご覧ください。熊毛地域では、大河内駅、勝間駅、高水駅の周辺を区域としております。戻りまして資料②の102ページをお願いします。市街化区域等に対する居住促進区域の割合は、約3割となっております。

103ページから105ページには、それぞれの市街地について、施設・公共交通の状況、居住形態といったまちの姿、買い物や通院、通勤といった暮らし方の観点から、生活スタイルのイメージしております。

106ページを御覧ください。居住促進区域の人口密度を高めるため、行政と民間が大きく8つの施策に取り組むこととしております。

1つ目は街なか居住の推進と快適な居住環境の形成で、景観や街並みの保全、道路、上下水道などの適正管理等により、快適な暮らしができる居住環境を形成する取り組み、2つ目は既存住宅の活用と優良な住宅の供給で、低未利用地が時間的・空間的にランダムに発生する都市のスポンジ化に対応するため、中古住宅の流通促進、特定の住宅への支援等により、居住促進区域内の既存住宅地を維持する取り組み、また、居住促進区域外におきましても、低未利用地の有効活用や郊外住宅団地の再生に取り組むと考えております。3つ目は災害リスクの軽減で、自然災害に対する対策工事、ハザードマップによる危険周知等により、災害の事前予防や被害の軽減の取り組み、4つ目は多様な生活スタイルの実現で、年齢構成の偏りを是正するため、様々な形態の住宅を混在させることなどにより、ライフステージに応じた住まい方ができる住宅地への再構築の取り組み、5つ目は移住定住の促進で、移住相談窓口等により、市内外からの移住・定住の推進に取り組むと考えています。

次の107ページでございますが、6つ目は適正な土地利用の推進と市街化の抑制で、人口減少に対応した土地利用を図りながら、新たな市街化の抑制の取り組み、7つ目は公民連携の推進で、宅建協会などの関係団体と協力しながら、コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けての取り組み、最後に8つ目は公共交通ネットワークの維持・改善で、バス路線の見直し、交通結節機能の強化等により、交通事業者と連携して、拠点と地域間を結ぶ公共交通ネットワークの維持・改善の取り組みでございます。

次に、109、110ページを御覧ください。本計画の目標を都市機能、居住、公共交通の観点からそれぞれ定めています。都市機能に関しては、拠点の利用、賑わいを図る指標として歩行者通行量を、また、若年層への支援の充実を図る方針から、20～30代の社会増減数を指標としています。今回、追記改定しました、2居住に関する目標は、居住促進区域内の人口密度を設定しております。現状値では1ヘクタール当たり51.3人ですが、この

まま何も施策に取り組まない場合の趨勢値は39.1人となりますので、これを44.8人にすることを目標としております。

111ページをお願いします。公共交通に関しては、地域公共交通網形成計画から引用し、公共交通を利用しやすい地区に居住する人口割合を指標としています。

今回、追記改定しました、期待される効果ですが、本計画の推進により期待される効果を定量化しております。主な定量的効果としては、すべて趨勢値との比較になりますが、中心市街地における消費額、子育て世帯における消費額、市内の乗合バス事業の経常収支率の増加が見込まれます。

113ページを御覧ください。本計画の進行管理は、PDCAサイクルにより、適宜、都市計画審議会と都市再生推進協議会に御報告をしながら評価等を行うとともに、おおむね5年ごとに必要に応じて本計画の見直しを行うこととします。

本計画の公表でございますが、本日、ご承認をいただきましたら、市民の皆さまや関係団体等に充分周知をさせていただき、来年1月以降に公表をしたいと考えております。本計画を推進していくことにより、ひと、もの、文化、自然で構成されるまちの改善と適切な新陳代謝を促進していくことが、いつまでも暮らしやすい都市づくりが実現するものと考えております。以上で、議案の説明を終わります。よろしく申し上げます。

#### (会長)

ありがとうございました。ただいま、幹事から説明がありました議案第1号につきまして、今から3段階の審議をさせていただきたいと思っております。第1段階は、まずは議案についての質問でございます。質問事項が終わりました後に、討議を行いたいと思っておりますので、討議的な内容は後回しにさせていただいて、純粹に質問として確認いただきたいと思います。3段階目に討議の結果を踏まえて、本議案の採決をさせていただきたいと考えております。

それでは、最初に本議案について質問等がありましたら、伺いたいと思っております。いかがでしょうか。質問される際は、挙手していただきまして、指名された後、名前を告げられてご発言をお願いいたします。

#### (委員)

今の説明の中に、今後の居住促進区域に誘導を進めていく上で、様々な施策を講じていきたいとされていらっしゃるのので、インセンティブが働くような施策が必要だと思うのですが、具体的にはどのような取組を考えていらっしゃるのですか。

#### (幹事)

106ページに居住に関する施策を書いています。この中で、インセンティブ関係について記載しております。(2)の住宅ですが、既存住宅の活用、空き家等も大きな課題とな

っておりますので、それらに対応したものと、災害等に対する支援になろうかと思いますが、具体的には今後、関係部署と調整しながら、公表した後はそういった施策に取り組んでいって参りたいと考えております。具体的なインセンティブの数字等は今後検討させて頂きたいと考えております。

#### (委員)

インセンティブが働くような施策を今後関係部署と連携して取り組んでいくと言われてますが、まちのスポンジ化というのはずっと進んできているので、年次を切って積極的に取り組まないとまちづくりが、再生が間に合わなくなると私見を持っています。その自分たちの目標値というのはありますか。

#### (幹事)

まずはこの計画は20年という大きいスパンで目標を持っております。PDCAの中で5年ごと、施策も含めて見直していくということで、まずは5年というのが目標になろうかと思っております。今言われましたように、都市の中の低未利用地なり、空き家、そういったものが今後のまちづくりにおいては重要な課題と認識しております。そういった中で、空き家については関係部署で調査をしている状況でもありますので、関係部署と連携して積極的に施策を打てるような取り組みを考えていきたいと思っております。

#### (委員)

112ページに期待される効果が出されていますが、趨勢値はわかりますが、効果の方はどういった根拠で出されているのか、簡単にご説明頂ければと思います。

#### (幹事)

まずは目標というものを持っております。目標を目指すというところで、効果については数字で試算しているところです。

中心市街地の消費額につきましては、歩行者通行量を基本に、回遊などが増加することによって、年間小売販売消費額の増加が見込まれると考えております。そういったなかで歩行者の通行量と消費の関係から消費額を算出しているということです。

子育てに関しましては、若い世代が減少するという点において、社会減は抑制したいと思っており、社会減を少なくすることで子育て世代を維持するという点で、趨勢値と目標値から試算しまして、それと消費の関係から消費額を算定しています。

それともう一つ公共交通の関係です。これにつきましては、居住促進区域内の人口について趨勢値と目標の差を試算しています。試算したところ誘導人口7千8百人を想定しており、その人口が増えることでバスの利用者が増え、その収入額が増えると算出していま

す。下がる趨勢値の勾配を緩めていく。その差額を試算しているというものです。

#### (会長)

個人的に確認しておきますが、元々趨勢というのは、人口減がずっと進んでいくというのが趨勢値で、居住誘導区域への誘導が叶った場合や都市機能誘導区域に重点的に都市機能を誘導できた場合との差分をここで出しています。ブラックボックス的に映ってしまいますけど、かなり緻密な計算をされておられて、それが都市再生推進協議会では解説されているのですが、都市計画審議会の中身とすればここで議論する対象になりにくいのですが、その辺りの分析をされています。これだけの数字が出てくると趨勢値と言われた時にドキッとする場合がありまして、これも推計結果なので希望的な観測にすぎないのですが、何もしないのであっては上手くいかないものをこの計画に位置付けることで改善されることにより、「今後、居住誘導、都市機能誘導がなされた場合にはこうなりますよ。」という理解でよろしいですか。

#### (幹事)

そのとおりです。

#### (会長)

今日初めて出席された方には分からないことが多いと思いましたが、そういった意味でも質問を活発にしていいただければと思います。

#### (委員)

111、112ページで私が見た限りでは、高齢化、少子化、人口減といいますともう少し目標値を下げた方が良いのではないかと。頑張ればできるのではないかと思います。最初の目標がきつすぎるのではないかと。駅の辺りでもこれから動きが出てくるということで、そういうところでの集積があるのは間違いないと思いますが、見た限り非常にきついなと思ひまして、これから結構ですので、ご検討いただければと思います。

#### (幹事)

目標値ですが、110ページは中心市街地の歩行者通行量にしております。平成27年に実際に5カ所で計った人数が現状値でございます。目標につきましては、将来的にも最低でも現在の歩行者通行量、回遊性は維持しなければいけない。さらにはその上を望んでいかなければいけないと思っています。そういう意味で目標は現状値としております。

次に居住に関する区域の人口密度ですが、現状値が51.3人/ha。1ヘクタール当たり51人が住まわれているということです。そのまま行くと趨勢値という数字になるので

すが、これが約39人となります。約10人減るということとなります。先ほど、まちごとの都心部であれば人口密度60人、その周辺の市街地では40人。これが都市計画の定める数字ではありますが、市街地はそのくらいの人口密度が無ければ都市的な活動が出来ないとか、暮らしやすいという風になってきませんので、そういった数値を目標にした場合44.8人となるというものです。今後20年の都市計画、まちづくりを進めていく中で、市街地、都市の在り方を考えた数字がこういったものになるということで理解して頂ければと思います。

#### (会長)

パブリックコメントの時にどのような意見があったか審議会にも説明して頂ければと思います。

この資料を読んでいて非常に読みづらい箇所がありまして、図番号、表番号は付けないのですか。表番号が付いていない結果、何が起るかという、62ページなどは分かりにくくなっています。81ページの「◎○△」の意味は書いていないですが、何となく分かりますが、それぞれどういう意識で書いているか補足的には書いてある方が市民目線で見やすいかなと思います。そういったところを今後の中で詰めていっていただきたいです。

用語集をざっと見ていくと、PDCAサイクルとか出てこないのですが、PDCAで5年ごとに見直すとして書いてあるので、そのあたりの説明もあった方が良いのかなと思います。今、事業評価でPDCAという言い方はよくしますが、元々の発想からいくと品質管理上のPLAN、DO、CHECK、ACTIONを行政評価に持ち込んで、これが結構上手く乗るということで用いられていますけど、市民目線で見ますとおそらくあまり知られていない。建設分野の方は普通に使っていますが、説明があるといいかなと思います。精神などを本文に謳いこんであるものは用語集にも出てくるとした方が良いと思います。このあたりは最終見直しでもいいかと思うので、丁寧にされるとより分かりやすいのかなと思います。今回、新たな委員の方々の意見を聞いていますと、その辺りがあった方が分かりやすいかなと感じました。

それから趨勢値と計画値の差がどうして出てきたかが、どこかで補足説明があった方が分かりやすいのかなと。丸2年都市再生推進協議会の委員として関わったので、理解しやすいのですが、これだけが独り歩きした時に補足があった方が、各委員がおっしゃったような質問を二重、三重にしていくことは無くなるのかなと思います。そのあたり意見として受け止めていただければと思います。

#### (幹事)

貴重なご意見ありがとうございます。まず、パブリックコメントの報告をさせていただ

きたいと思います。パブリックコメントの際には、地元説明会も併せて開催しております。パブリックコメントで出されたご意見は1件でございました。その内容でございますが、出された方も説明会に来られた方であろうと思われるご意見でした。意見の要旨としましては、今、ご指摘いただきました分かりやすくということを言われました。それと中山間の方も含めて説明会を開催しております、都市計画区域内もですが、区域外も含めた市全体での共有連携を望まれていると言った意見要旨でございました。

この改定案につきまして、表の番号とか「◎」の標記とかにつきましては、分かりやすく考えてみたいと思います。それと用語集も言葉をもう一度精査しまして分かりやすくさせていただきたいと思います。それと趨勢値とかの関係については、資料編を作成したいと思っておりますので、なるべく分かりやすく資料編を作成させて頂きたいと思っております。

#### (委員)

98ページから居住誘導区域の地区ですが、周南市全体のというのは分かるのですが、もう少し狭いと言いますか、地域のと言いますか、そういうものは載せられないのでしょうか。例えば、ソレーネ周南ならソレーネ周南周辺だけ、新南陽駅だけなら新南陽駅周辺だけという形で、これだと住んでいる市民の方にはなかなか分かりづらい所もあるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

#### (幹事)

都市再生推進協議会で区域ごとの審議をする際に細かくした資料で行っております。今回分かりにくかったですが、区域のラインを分かりやすくと思っております、資料編も考えておりますので、どこまでご提示できるかも考えていきたいと思っております。

#### (会長)

98ページは全体像を示そうとしていて、この中で徳山から新南陽までの間の区間が工業専用地域であり、浸水深が高い所なので居住誘導区域には出来ないということで議論がありまして、私自身は居住誘導区域に含める、含めないという話の中で、市街地の連担性からこれでいいのかと疑問はずっと呈してきましたけれど、結果としてはこれで仕方ないと思っております。なぜかと言いますと、安全性より優先する誘導はないというのがありますので、立地適正化計画の中では仕方ないだろうなどと思っております。それでも審議する中でそういう細かいところを詰めてきた経緯があります。そういうことが大事なのかなと思っております。最終的な形で全体像が見えて、各区域々についても同じ縮尺レベルで載せていく必要があるのかなと思います。市民目線で言えば、都市政策課に行けばきちっとした線が見られる。自分の所は入っている、入っていないが確認できるということです

ね。

その他に何かありませんか。

#### (委員)

先程先生からもありましたが、81ページの「◎○△」が気になっておりまして、どういう風に地元で捉えるのかなあと考えました。都市の機能は重要であって誘導をかけていって、自然と活性化を図っていくと同時に中山間の人口も加速度的に少なくなっていくとあって参りますと、地域の都市拠点という意味合いで書いてあるものの、「△」の意味というのはどういう意味合いになるのかなという事です。

それと、公共交通ということで結ばれておられますけど、人口が減少する中で公共交通だけで本当に大丈夫なのかと少し考えておりまして、やはり移動の手段を含めて、もう少し公共交通に代わるような様々な移動の手段というのも提案があってもいいのかなと思います。

このように言いますのが、後半のところの地図で必ず鉄道等がありまして、そういうものではない状況の地域が周南市ではあるのではないかと思います。農業生産を支えられていく田舎を対象とした私ども事務所としましての意見でございます。

#### (会長)

農業水産事務所からの意見に対して幹事の方で宜しく申し上げます。

#### (幹事)

まず、81ページの「◎○△」という標記でございます。都市計画マスタープランで定めております都市拠点というものであります。一番上の徳山につきましては、広域都市拠点ということで、広域的な都市機能が立地する必要があるというイメージと、人口密度も先ほど言いましたけど、都心等につきましては1ヘクタール当たり60人といった人口密度を、「◎」と「○」という標記にさせていただいています。新南陽につきましては、広域も多少はあるかと思いますが、やはり地域都市拠点という位置づけがございます。そういった意味で新南陽と徳山で差がついています。それともう一つは熊毛、須々万、鹿野ということで、熊毛は都市計画区域でございます。その地域拠点でありますので、その地域拠点は必要になります。須々万、鹿野、ここは中山間の拠点であるということでございますので、都市機能の立地が必要であると言った意味でのレベルで「◎○△」という表現をさせていただいているところです。

もう一つ、公共交通といった移動手段の確保ということで私共も公共交通の施策の方も担当しておりますが、公共交通と言えば路線バスもあります。中山間で言いますと路線バスが主になると思いますが、コミュニティ交通という手段も考えております。また、コミ

ユニティ交通でも色々な種類がございますので、移動手段の確保も市内全体で連携のとれた移動手段の確保について考えていきたいと思っております。

(委員)

コミュニティ交通も含めた公共交通ということですね。「△」というのはそれも必要だという意味で書いてあるということですか。

(会長)

補足で確認しますが、地域公共交通網形成計画で出てきている議論の中で、例えばちよい乗りバスが中心市街地では出ていて、いわゆる中山間地域ではコミュニティバスも出てきていると。それへの選択性もあれば可能性というのものもあるけど、議論とすれば地域公共交通網形成計画側での動きを受け入れていくという形になるという理解でよろしいでしょうか。その中で位置付けるということでもよろしいでしょうか。

(幹事)

会長言われましたように、こちらでは手段の一つとしてこの公共交通という捉え方をしておりますので、全般的なざっくりとした言い回ししかしておりません。ただ、103ページからの生活スタイルの例のところ、特に105ページで都市計画区域外、都市計画区域内・外のイメージ図、生活スタイル、そちらの方でコミュニティ交通の役割を示していきたいと考えておまして、具体的な標記というのは考えておりませんが、イメージとしては、将来的には公共交通とコミュニティ交通を上手く組み合わせて形でそれぞれの地域で暮らしやすい生活スタイルに持って行くという書き方をさせていただいているところでご理解を頂ければと思います。

(会長)

例えばの話ですが、私が熊毛地域で感心したのは、熊毛の中学校は八代から来る子供たちがコミュニティバスというか元々スクールバスなのですが、スクールバスに乗る人数が少なくなってくると成り立ちにくいので、コミュニティバスに相乗りになっているのですよね。そういう柔軟な施策を取られているので目的性と運用の仕方を上手く段階ごとに状況に応じてやるという意味では、今ぐらいの書き振りの方が状況に応じて変化が出来ると思います。市民生活のレベルで受ける物が変わらないのであれば、どこからお金を出しているかということが複雑でしょうけど、そういう風な運用を市政の施策としてはやっていくという感覚で良いだろうなと思っています。なかなかはっきりおっしゃりにくいけれど、違う計画なのでこれぐらいで書いているが、全体像としてはご理解いただきたいというのが趣旨でよろしいですね。



## (委員)

111ページの期待される効果のところでございます。(2)の安心安全の確保というところで、市内の乗り合いバスの経常収支率を上げられています、安全安心という観点であれば公共交通網がいわゆる採算性の悪いところに対してもサービスが提供されるということに繋がります。そうするとやはり経常収支率でみるとどうしても触らざるを得ないと思います。今回、立地適正化計画というのは、コンパクト+ネットワークということで、なるべく中心市街地だとか人が密に暮しているところに誘導しようということを目指している中で、公共交通が利用しやすい、利用する頻度が多くなる、自家用車からの転換とかで、バスに乗り換えるということで、経常収支率は利用する頻度が上がって、要はお客さんが増えたから上がりましたという指標ではいいと思います。ただ、安全安心と掲げている中で経常収支率を出すと、立地適正化計画で目指すところと、サービス網を拡充しないと達成できないような地域にも対応しようとする、影響してくるのではないかなと考えております。定量化の表の下のところは経常収支率の根拠として、公共交通の利用頻度を用いているとされているので、言わんとしていることはおそらく立地適正化によって乗る人が増えるということを念頭に置いてらっしゃると思うのですが、安全安心確保のところを違う言葉に変えた方が良くないかなと。それと安全安心のことについても言及するのであれば、別の表を持ちだした方が良くないかなと感じております。私は今回から委員として名を連ねていますので、これまでの議論が分からないのでこういった質問をさせていただきましても、もし差し支えなければ検討していただければと思います。

## (幹事)

今、ご指摘のあった安全安心という表現でございます。安全安心の中に公共交通という定量化の数値を上げているということで違和感があったのかもしれませんが、今の安全安心の中にコンパクト+ネットワークということで、公共交通と連携していく施策ということにしておりますので、効果の中に公共交通の指標というものを入れさせていただいているというものでございます。言われましたように公共交通の再編につきましては、全体でございますので、中山間も含めて公共交通のネットワークを組んでいくということでございます。全体で考えれば、ある程度のサービスも向上させて、ある程度の利用者も増やしていくということでございますので、なかなか今言われましたような経常収支といった経済性に疑問があるというのはあるとは思いますが、再編の中で経済性と効率性の両輪とサービスといったものを総合的に取り組んでいるところでございます。今のこの指標につきましては、居住誘導区域内の人口が何人増える目標を持つかとそういうものを持って金額の方を試算させて頂いているところでありまして、公共交通の利用につきましても住民等のアンケートといったものを参考にさせていただいて、額の方を試算させていただいているところでございます。分かりやすい指標ということで、これについても資料編の方で

きちんと説明できるような形にさせていただきたいと考えております。

(会長)

今のご指摘の趣旨は、見出しの名前の問題だけをあげられているので、この場合は最終形ではないので、「全体としては案として承認して、少し検討させていただきたい。」ということでしょうか。逆に今、おっしゃっているのは、108ページにあるように、地域公共交通網形成計画を受けているのですが、幹事が両方の担当課長なので、全部の立場でお答えいただいているのですが、実は立地適正化の話と、地域公共交通の話は論議が違っているので切り離した方が良くと思います。地域公共交通網計画において検討された推定結果が102ページ受ける形で載っていますが、言葉としては安全安心の確保というのが、本当にいいのか、あるいは生活交通の支援程度に留めておいた方がいいのか、再考の余地があるなと思いました。非常に重要なご指摘をありがとうございます。

(幹事)

全体の中で、表現を考えさせていただきます。

(会長)

結果的には戻るかもしれませんが、検討されることは、大切だと思います。質問は、だいたい出たと思われそうですが、多分に前回からの流れもありますし、専門的に入り込んだ領域でもございますので、質問されて全部を理解することは難しいと思われそうですが、質問はこのくらいにさせて頂いてよろしいでしょうか。

それでは、この審議案をご討議いただきたいと思います。討議の中でもし意見がなければ、採決の方に移ろうと思います。皆さんから賛成意見も含めて、ご意見があったら伺いたと思います。いかがでしょうか。

(委員)

賛成の立場ですが、発表される際にはポイントを絞って、市民の皆さんに分かりやすい様にいただけると、非常にありがたいです。

(会長)

ありがとうございます。他にご意見等ございませんか。ご意見がなければ、採決に移りたいと思います。この審議案について、原案通りの承認ということでもよろしいでしょうか。ご意見がなければ、そうさせていただきますが、いかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

多少、ご指摘の件がありますので、補足説明がありますが、それを込みで、今回はこの審議会として、原案通り承認させていただきます。委員の皆様の方で、異議なしとされましたので、本件におきましては、原案のとおり可決することといたします。可決された案件につきましては、早速市長に答申いたします。

本日の審議は以上でございます。その他、委員の皆様から何かございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局に進行を引き継ぎたいと思います。よろしくお願いいたします。

(幹事)

目山会長、委員の皆様、本日はありがとうございました。以上をもちまして、第30回周南市都市計画審議会を終了致します。お気をつけてお帰りください。ありがとうございました。

閉会 12時00分

署 名 人

周南市都市計画審議会

会 長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_